

議案第58号 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

平成29年12月14日

取手市議会議長

佐藤 清 様

発議者	取手市議会議員	関戸 勇
〃	〃	加増 充子
〃	〃	遠山 智恵子
〃	〃	小池 悦子

提案理由

この10年来、市内各地で建設残土埋め立て事業により、土砂搬入車両による通学路の安全への影響、市道の陥没、また水路への土砂の流入、粉塵、騒音、振動、井戸水の変化、自然環境の喪失など様々な影響を及ぼしています。

この条例改正にあたり寄せられたパブリックコメントには貴重な提案もあり、これらの意見を取り入れ、より良い条例となるよう修正提案するものです。

議案第58号 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第58号 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正後	修正前
<p>(許可の基準)</p> <p>第8条 市長は、第6条の許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該申請に係る特定事業に使用される土砂等が茨城県の区域内において発生し、又は採取されたものであること。ただし、市長が特に認める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(5) 事業主及び事業施行者が取手市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第8条 市長は、第6条の許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 (略)</p>